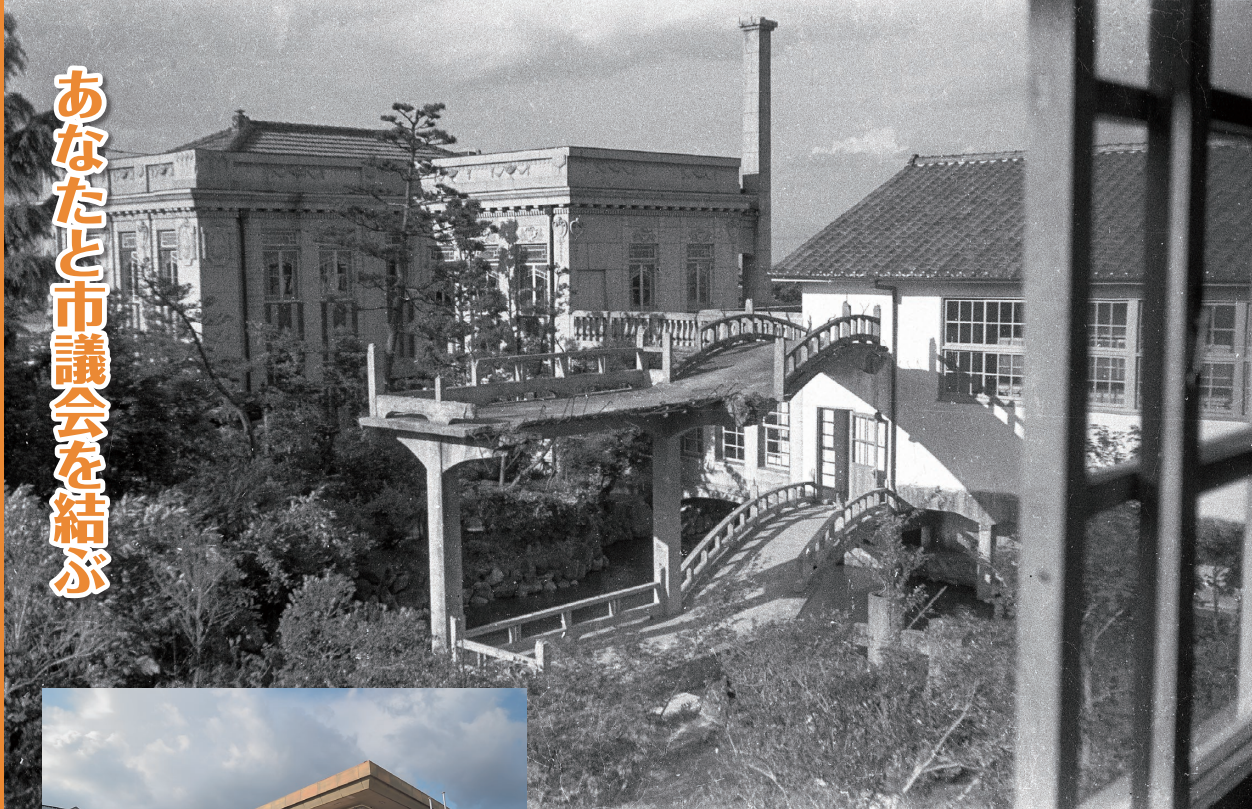


2017.9.1

葛城市議会だより

あなたと市議会を結ぶ



【當麻写真クラブ 椿本九美夫氏提供】
白鳳中学校（昭和29年撮影）
〈昭和26年から昭和49年まで
中学校として約23年間利用〉

同じ場所を撮影した写真
（現・當麻スポーツセンター）



現在の葛城市立白鳳中学校

- 6月議会（6月16日～28日）議案の審査と結果、
各議員の賛否の状況 …………… 2～4
- 9人の議員が一般質問で市政を問う …………… 5～9
- 付託議案の審査 常任委員会で質疑 …………… 9～12
- 各委員会視察研修報告、
平成29年第2回臨時会議案の審査と結果 … 13～15
- 葛城市議会基本条例を制定、編集後記 …… 16～18

いよいよ議会インターネット生中継がスタート!!

■ 発行 葛城市議会 ■ 編集 議会だより編集委員会
〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地 TEL. 0745-69-3001
<http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

本会議や委員会の詳しい内容につきましては、市ホームページの「葛城市議会」に会議録を順次掲載します

No.26

議案審査

平成29年第2回定例会を6月16日から28日までの会期で開催しました。

本定例会では、人事案件や条例の一部改正、工事請負契約の締結や平成29年度補正予算など様々な議案を審議しました。

議会審議日程

5月29日 議会改革特別委員会
6月7日 議会運営委員会

平成29年第2回定例会

6月16日 本会議（議案提案）
〃 厚生文教常任委員会
20日 本会議（一般質問）
21日 本会議（一般質問）
〃 議会運営委員会
22日 総務建設常任委員会
23日 厚生文教常任委員会
28日 本会議（議案採決）

議案の主な内容と結果

各委員会への付託議案の審査内容は9ページ～12ページをご覧ください。

人事案件

議第29号から議第32号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める
ことについて

本会議で全会一致により適任

小走 須美子 氏（新村）
西岡 弥臣 氏（笛堂）
安川 健二 氏（林堂）
中嶋 瑞 氏（寺口）

議第33号 葛城市農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用につき同意を求めることについて

本会議で全会一致により同意

議第44号から議第57号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本会議で全会一致により同意

井村 邦彦 氏（寺口）
吉田 恒弘 氏（疋田）
今面 文雄 氏（柿本）
吉川 昭裕 氏（北花内）

報告案件

報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
（報告のみ）

報第3号 平成28年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
（報告のみ）

報第4号 平成28年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
（報告のみ）

報第5号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
（報告のみ）

枚岡 秀樹 氏（加守）
木村 長晴 氏（大畑）
安川 澄良 氏（當麻）
岡田 良一 氏（脇田）
西川 恭功 氏（太田）
阪口 太平 氏（竹内）
中川 浩邦 氏（新在家）
岡本 美穂 氏（新村）
河合 忠尚 氏（忍海）
木原 光一 氏（林堂）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市条例の一部を改正することについて）

本会議で全会一致により承認

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」の公布により、所要の改正を行うものです。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて）

本会議で全会一致により承認

「地方税法施行令の一部を改正する政令」等の公布により、低所得者に係る国民健康保険税の軽減措置の対象世帯の拡大を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げるものです。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて）

専決処分案件

本会議で全会一致により承認

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」の公布により、所要の改正を行うものです。

承認第4号 専決処分承認を求めるとして(平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について)

本会議で全会一致により承認

補正内容は、現年度分普通徴収保険料における不動産収入や株式譲渡等の所得の増加に伴い、保険料収入が歳入超過となったため、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の追加を行うものです。

条例関係

議第34号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

「農業委員会等に関する法律」の改正により、新たに設けられた農地利用最適化推進委員の報酬の額を、月額2万7千円と定めるものです。

議第35号 葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

国・県及び他の地方公共団体との人事交流や被災地支援等の際の赴任に伴う移転料及び扶養親族移転料の規定の追加、職務級や宿泊地により差がある宿泊料の平準化等、所要の改正を行うものです。

議第36号 葛城市税条例の一部を改正することについて

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」等の公布により、固定資産税の課税標準について、地域決定型地方税制特例措置、

いわゆる、わがまち特例の割合を定める改正を行うものです。

議第37号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布により、教育・保育を受けるに当たって、保護者が施設から受給資格等の確認として支給認定証の提示を求められた場合、支給認定に係る事項を記載した通知書を提示することで受給資格等の確認とすることができる。改正を行うものです。

議第38号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布により、主任介護支援専門員の更新制の定義がより明確化されたことに伴い、本条例においても省令と同様の改正を行うものです。

議第39号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で賛成多数により可決

吸収源対策公園緑地事業により、寺口・太田地区、林堂地区、西室地区の公園整備工事が完了し、本条例にしあわせの森公園、林堂公園、西室公園を追加するものです。

議第40号 葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正することについて

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」の公布により、高速道路番号等の新

6月議会の議案審査

しい標識が追加され、「高さ限度緩和指定道路」の標識番号にずれが生じることによる改正を行うものです。

予算関係

議第42号 平成29年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

それぞれの常任委員会に関係部分を分割付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

主な補正内容は、総務費では市内の空き家調査等委託料、民生費では介護保険システム改修委託料、農林商工費では農業委員報酬及び農地利用最適化推進委員報酬、消防費では地域防災組織育成助成事業補助金等の増額によるもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,102万5千円を追加するものです。

議第43号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

主な補正内容は、前期高齢者納付金の追加です。

その他

議第41号 工事請負契約の締結について(葛城市立新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴う設計・施工業務)

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

葛城市立新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴う設計・施工業務について、指名競争入札を実施した結果、株式会社精研が落札し、契約金額2億3,544万円で請負契約を締結しようとするものです。

議会を傍聴してみませんか

※本会議及び委員会(一部除く)は傍聴することができます。みなさんの生活に直結した重要な問題などの審議の内容や市政を身近に知るため、また議員の活動や市議会の様子を知る良い機会ですので、ぜひお越しください。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。



議員提出議案

発議第2号 葛城市議会基本条例の制定について

本会議で全会一致により可決

葛城市議会では、議会基本条例の制定に向けて協議をしてまいりました。平成27年10月からは作業部会を編成し、合計15回にわたる協議の中で議会基本条例の素案を作成するとともに、『パブリックコメント』や『市民懇談会』の実施などを経て、最終案のとりまとめが完了したため、議員発議により議案を提出いたしました。なお、条例の施行日は、平成29年11月1日となっています。(葛城市議会基本条例の詳細については16ページをご覧ください)

議案等に対する各議員の賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。そのほかについては全会一致で可決されました。

議案等番号	件名	議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	13	14	15
		氏名	山本英樹	内野悦子	川村優子	西川朗	増田順弘	岡本吉司	朝岡佐一郎	西井覚	藤井本浩	吉村優子	赤井佐太郎	下村正樹	西川弥三郎	白石栄一
議第39号	葛城市都市公園条例の一部を改正することについて	議決結果	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	●

※議席番号11番は欠員

○：賛成

●：反対

—：棄権

※議長は表決に加わりません

ここが聞きたい 一般質問



下村 正樹

ゴミ収集について

問 本年4月から新クリーンセンター稼働と同時にゴミの分別方法が変わりましたが市民の方々から「分別の種類が多すぎて家の中がゴミだらけになる。また狭い家に小さな子供がいるので電球や蛍光灯を家で長らく保管するのは危険である」などの意見が寄せられています。策定委員会で協議頂き決定された基本計画ではありますが、阿古市長の公約である「日本一より市民第一」のことは通り市民からの切ない意見を聞き入れて頂きたいと思えます。

答 平成27年7月に13名の委員からなる策定委員会を立ち上げ、28年2月まで6回の委員会を開催し、一般廃棄物処理基本計画を過去5年間の生ゴミから資源ゴミの量の実績を踏まえ、適正処理計画を作成されました。新庄・當麻のクリーンセンターが一つになり、収集日の変更、ゴミの分別方法、品目の統一、缶瓶を別々に収集、電池や蛍光灯の有害ゴミを不燃ゴミから別にするなど変更点は多岐にわたっています。今後も収集

実績を把握しながらゴミの適正処理計画の見直しや来年度の収集スケジュールの参考にしてまいります。

中学校の自転車通学について

問 「何故うちの大字は自転車通学が許可されないのか」というような問い合わせがあり、関係者の方に説明を求めた結果、「白鳳中学校の校門まで約150メートル位が特に狭くて危険な状態であり、事故の可能性があるため、出来れば自転車通学を縮小してコミュニティバスを利用できればありがたいと思っています」との意見に私も同感であることから、質問が自転車通学からコミュニティバスの利用に変わりましたが、中学生のバス通学については学校側と協議し、また法定協議会でも検討課題とするようお願いするものです。

答 現在運行していますコミュニティバスについては運行する時間と経路をあらかじめ定めて不特定多数の客を乗り合わせるものとなっております。通学には、原則、特別な理由がない限り利用しないよう指導しておりますが、生徒がコミュニティバスを利用できないかという点に関しては生徒の方が他の乗客との乗り合いの形で料金を払って利用して頂く分には問題ないことをお答えしておきます。



川村 優子

高齢者の居場所づくりについて

問 市内には元気な高齢者がそれぞれに活動できる様々な居場所があり支援をしていただいているが、特に長年地域で続けられている高齢者のサロン（社協）に対し、介護保険事業の地域包括支援システムのなかで、高齢者を支える体制づくりなどの様に連携させていくのか。

答 地域包括支援センターとしてはサロンにおける居場所づくりへの支援として取り組んでいるものに社協に委託事業として葛城市生活支援体制整備事業と、包括支援センターが直接行う自主運動教室の支援がある。サロン活動に助成を行っている実績のある社協で生活支援コーディネーターが体制整備を実施している。生活支援コーディネーターは地域住民と一緒に、既存の活動、新規の活動共に居場所づくり、見守り活動、助け合い活動の普及促進を図るため、自治会への説明、サロン相談の支援、講座の開催及び定期的な交流会の開催を行っている。また、サロンを利用した自主運動教室の支

援については介護予防リーダーの養成を行いサロンを利用した自主運動教室に支援している。

川村 高齢福祉サービスが変わっていく中、葛城市として独自のサービスの形を構築しなければならない。住民連携をどう進めるか課題だが元気な高齢者の居場所を家から近くに、充実させて貰いたい。

学童保育について

問 学童保育での夏休みなど長期休暇の過ごし方は現状どんな様子か。

答 夏休みの利用者は通常より約1割程減る。利用時間は朝8時から夕方6時半迄、学童保育所内で過ごす時間が殆どで、時々外遊びを楽しんでいる。

問 学童指導員の配置は以前から改善された体制になったのか。

答 まだ十分な体制ではなく、努力はしている。学童指導員が不足しているため、所内での遊び中心になってしまう課題は補助員などを付けて、外遊びも出来るよう配慮する。

川村 子どものストレスと学童施設の一人あたりの保育スペースの基準からも、現状の施設は狭い。開放的な保育の仕方を考えるならば、保育士または補助員を増やすべきである。学童二丁は増えるのであるから。



赤井 佐太郎

学校施設全般について

問 数年来、當麻小学校運動場の水はけが悪い状態である。

答 水分が吸収されず、水たまりができる等が起きており、運動場での授業や学校行事に支障が出ている。

問 どのような対策を講じるのか。

答 地中に埋設している透水管に砂や土等による目詰まりが発生していると考えられる。早いうちに調査を行った上で、高圧洗浄を行う計画である。その洗浄効果を見きわめ、土壌改良と次の対策、改善を図っていく。時期は早い時期に行う。

問 今年度で補正予算を組み、一刻も早く事業に取りかかるべき。

市長 翌年の運動会には必ず間に合うようにという思いの中で急がせていただきたい。

赤井 市長からは来年度ということでお答えをいただいた。

問 次に、當麻小学校の礼法室は、いつまで放置されるのか。

答 地域の方々のご寄附により建築され、50年を経過した。児童が頻繁に往来する場所であるので事故対策

として建替えを検討している。

問 どのような計画内容か。

答 軽量鉄骨造平屋建ての会議室としての用途を有するものを計画している。建築予算は旧當麻教育奨学事業団の精算金を教育基金としている。

問 万が一のことがあったら大変なので、今すぐに使用禁止にするべき。

答 見通しを早急に立て、建築計画を立てていきたい。

問 市長の考えは。

市長 事業団の趣旨に合うという返事をいただいているので、その財源をもって建替えをしたい。

空き家対策全般について

問 市内の空き家の状況は。

答 上水道の使用状況等の簡易調査の結果、約250件と推測している。

問 今後の方向性や考えは。

答 基本的には所有者または管理者の方に特定空き家が発生しないよう適切に管理していただくという考えに立った上で空き家の利活用の推進、特定空き家に対する除却といった行政代執行を講じていくのが原則であると認識している。また、消防署等関連機関との連携も必要となる。市内の空き家が適正に管理されるよう必要な対策を今後検討、推進していきたい。



内野 悦子

子どもが元気に安心して過ごせる環境作りについて

問 就学援助におけるランドセル等の新入学生徒学用品費の入学前の支給を可能にするため、本市における就学援助の現状、要綱改正についてどのように考えているか。

答 国はこれまで、就学援助の対象を小学校入学後の学齢児童としていた。しかし、3月31日付けで、入学年度開始前の者を支給の補助対象とするよう交付要綱を改正した。

問 国の要綱改正が行われ、本市においても小学校入学前の支給は可能か。

答 近隣市町村の状況と情報収集の上、検討する。

問 本市の子ども医療費助成についての現状を伺う。

答 子ども医療費助成の受給対象は、中学校卒業までで、医療保険の自己負担額だけを支払い、三か月後に受給者の口座へ助成金が振り込まれる、自動償還方式としている。

問 医療費助成については、窓口負担無料化に向けて、取り組んでいた

だきたいが。

答 県内の市町村の導入範囲の足並みを揃えることが第一である。今後、県で開催される勉強会で、県とすべての市町村が様々な課題を整理し、検討を始めてまいりたい。

公立幼稚園・小中学校におけるトイレ環境の整備について

問 本市のトイレの洋式化率と、今後の整備計画について。

答 洋式化率の現状は、全体として49・7パーセントとなっている。今後は、各学校・幼稚園の校舎は勿論のこと、災害時には、広域避難所ともなる体育館のトイレにおいても現場の状況を見ながら、計画的に洋式化への改修を進めてまいりたい。

問 トイレの問題は、子どもたちの発達、発育、健康に密接に関係する。

トイレは、児童、生徒が、一日の多くの時間を過ごす自宅の洋式トイレで育った世代が、学校の和式トイレに戸惑っている。学業への影響、便秘などの健康面での心配もききな。洋式化を急ぐ理由はここにある。一日も早く進めていただきたいが、市長の見解は。

市長 市内の洋式化は、計画性を持って、随時進めていく。



吉村 優子

出張命令簿について 公用車使用簿について

問 市長の出張については、出張命令権者、任命権者もしくはその委任を受けた者に該当する者がいないため、出張命令簿は作成していないという事だが、常勤である市長は、いづれにおられるかは常に明らかにしておく義務がある。出張命令簿は作成すべきで、保存年限も一般職員と同様に5年にすべきではないか。

答 規程上適切に行っていたが、現在は市職員と同じ形になっている。

問 公用車使用簿の保存年限は

答 平成29年度より1年から5年に改めさせていただいている。

問 昨年、前市長の出張や公用車の使用について公用か私用かの問題があったが、随員の職員の出張命令簿や明確でない公用車使用簿で、出張の適正性や確認・検証はできるのか。市民から内容を明確にしてほしいとの声が上がっているが。

答 市政検討委員会で確認したい。

職員の政治的行為の制限について

問 昨年の市長選挙において、一部

職員が個人演説会のDVD作成等を行ったというが、市としての対応は。

答 懲罰委員会、顧問弁護士等より、戒告に至らない処分が妥当と考える。

問 市長を囲む会の会場準備等3件の事例は、地方公務員法に抵触しているのでは。

答 市政検討委員会で確認したい。

吉村 出張、公用車の使用、選挙に

関し、市長の命に従わざるを得なかったのかもしれないが、職員は「個人の奉仕者」ではなく「全体の奉仕者」であることを忘れず職務を遂行してほしい。また間違っていることは市長であっても意見が言える、風通しの良い市役所を目指してほしい。

交通安全対策について

問 道路の不具合等、道路管理者としてどの様な調査対応されているか。

答 大字要望並びに道路パトロールで把握。通学路は「通学路安全推進会議」で調査・検討している。

問 特に通学路の白線は、地域によって明確に差がある。7・8月開催の推進会議の時期の都合上、夏休みの改善はなされないのか。

答 予算上、緊急性か否かの問題はあるが、工夫の余地はあると考える。いずれにしても地域的格差はあってはいけない。



増田 順弘

竹内街道日本遺産認定による地域観光の振興について

問 竹内集落から峠までの旧街道部分については、地元の方々にご苦労をかけて管理いただいているが、このような機会に整備されてはどうか。

市長 峠の管理については、地元の竹内の皆さまで、整備をいただいているが、行政としても手伝えることがあればやっていきたい。また、一番気になるところは、旧街道のハイカーの方々が歩かれる部分と車が利用するバイパス部分が共有しているところの安全対策と、竹内峠のうっそうとしている場所については、保存してまいりたいと思う。

問 本市には竹内街道以外にも、市内を横断している旧街道があり、当時の道しるべや常夜灯などの石造物が現存している。また街道沿いには、たくさん観光資源が存在するが、これらを一体化した取り組みをしていただきたい。

市長 新しく作るのではなく、現状ある観光資源をつないでいく作業を

考えていきたいと思っている。

市民・団体・大字からの各種要望とその対応策について

問 大字などにおいては、役員会等で協議され、組織の要望として市に相談なり、要望なりされておられるが、一定のルールが必要と考えるが。

市長 大字からの要望が上がって、予算化する作業のルールが少しあやふやになってきているような気がする。公平な目で事業化できる作業を進めていかないといけないと思っている。優先順位を確認しながら進めていきたい。

問 市民の皆さんの声に、どれだけ耳を傾け、応えるかが、満足度の高いまちにつながると思う。大阪市などで取り組まれているような、声を聴いて、適切に回答されてそれをオープンにされているが、本市においても検討いただけないか。

答 本市においても、ご意見箱などにより、様々な意見を頂戴し、適切に回答なり、対処させていただいているが、このような回答の公開といったようなものについては、事例を参考に検討してまいりたい。

増田 行政サービスに、地域や市民間で不公平があってはいけない。公平公正なまちづくりを強く要望する。



山本 英樹

敬老年金制度について

問 どのような制度か？

答 昭和47年旧新庄町で始まり、合併後葛城市になってからも継続している事業で、在住期間1年以上85歳以上を対象に敬老の意と経済支援を目的に月額5千円を支給する制度。

問 敬老年金制度のある市町村は？

答 奈良県内には無いが全国的には類似する条例が数例ある。しかしいずれも支給開始年齢は90歳以上、支給金額は年間3千円から1万2千円。

問 葛城市の年金制度は年額6万円となる。対象者数及び支給金額は？

答 平成28年度は、延べ1万3917名(月平均1160名)、6958万5千円で、5年間に200名、金額にして1200万円増加している。

山本 今年度も7500万円もの予算が組まれ、今後も敬老年金対象者は増加すると思われる。平成27年に開かれた葛城市事務事業判定会では、市民19名中不要7名、要改善12名という判定結果が出ている。平均寿命も大幅に伸びている、支給額と受給開始年齢の見直しが必要であ

る。財源の公平な使用を期待する。

市長 見直し作業は必要だが市民の理解を得る事が大切。理解が得られた場合の財源の用途は現時点では限定出来ない。

磐城幼稚園全面改築工事について

問 工事先送りか決定したが見直しの検討はされたか？進展状況は？

答 将来に渡り有効な活用が出来るよう、検討を重ね計画を進めている。5月には保護者説明会を開き計画の概要、現状と改築理由等を説明した。

問 耐震基準値が通常の6分の1から12分の1という危険な環境である。園舎はいつ完成するのか？仮園舎での保育は出来ないのか？

市長 磐城幼稚園周辺の建物の整備を一体とし、順次計画性をもって安全な環境を整えていく。出来るだけ最短の時間で作業に入る。仮園舎建設は用地の確保や費用が8000万円かかるという事から難しい。

山本 学校教育法施行規則に基づく幼稚園設置基準をみても、当初計画の設計に問題はない。見直しは市長の個人的感情と好みによるものだと感じる。葛城市の宝である子供達をいつまで危険な環境下に置くのか？市長の言葉に矛盾を感じる。仮園舎建設費用は敬老年金1年分である。

注目する委員会や協議会の進捗について

問 公共バス等話し合う「地域公共交通活性化協議会」については、これだけ市民の不満の声があり利用者が少ない中で、この一年間に一回



藤井本 浩

小中学校のエアコン活用による教育施策について

藤井本 昨年は中学校の普通教室に今年は小学校でエアコンが設置される。これは奈良県の市町村では葛城市が初となる。注目を集めるだろう。設置だけで終わってはならない。

問 冷房は6月中旬から9月中旬までの稼働指針だが、その半分近くが夏休みだ。これから夏休み中の利用が鍵となるだろう。勉強に環境のいい教室を「自習」という形で利用してはどうか。

答 今回の設置によりすばらしい環境を整えていただいた。補習や履修等に使っていくことを計画。夏休み中の成果が絶対増えていく方向と確信している。

藤井本 計画が示されることを楽しみにしておく。

注目する委員会や協議会の進捗について

問 公共バス等話し合う「地域公共交通活性化協議会」については、これだけ市民の不満の声があり利用者が少ない中で、この一年間に一回

だけの開催では少ない。今後の協議会の計画は。

答 利用者拡大、利便性向上に努めるこの協議会でのデータ分析も含め、この秋に今年二回目の協議会を開催する。

藤井本 活性化してこそ本当の活性化協議会だ。

問 當麻庁舎検討委員会については。

答 當麻庁舎の今後のあり方について當麻地区の8名の委員で、昨年6月に第一回の委員会を開催したが、それ以降開催していない。

問 昨年12月議会で阿古市長に當麻庁舎の方向性を尋ねると「市政検討委員会を検討している最中」との答えだが、どうなっているのか。

市長 この委員会は當麻庁舎の方向性を協議する場ではない。

問 この委員会が當麻庁舎をどうするのか検討するものでないなら、やるべきだ。今になって、そのような話は考え直していただきたい。

市長 私は建て替えというか耐震補強すべきと思っている。

問 「市政検討委員会」が市民の注目となっている。いつ公表するのか。

答 現在、検討事項の洗い出しを行っている。一定の調査結果、報告書を取りまとめ市政に反映していく。



白石 栄一

防災行政無線整備工事の発注仕様書等の見直しについて

問 3月定例会で提起した発注仕様書等の見直し、改善への対応は。

答 5月30日公示の工事発注に際して、副市長を委員長に検討委員会を立ち上げ、「特定の業者に有利になるような誤解をいだかれないように要求項目の見直し」、「実現可能な業者が限定されると受け止められる箇所の見直し」、「より多くの業者に提案の機会を設けるため、参加資格条件の緩和」など、6つの視点で具体的な見直しを行った。

白石 評価できるものです。より安く、より良い施設が完成することを望みます。

問 昨年12月に実施したプロポーザルで提供した発注仕様書等のCD-ROMの最終更新者と提案参加企業P社の担当者が同姓同名であった。その後の調査状況は。

答 調査部会を設置し、第三者的な視点で検証を行っている。一定の段階で報告する。

問 調査報告がないまま、契約議案

が上程されても判断できない。見通しを示してほしい。

答 契約議案の上程の時期に、必ず最終報告できるように進めたい。

指名競争入札に係る指名選定基準及び選定手続き等について

問 平成28年6月に執行された予定価格6922万円の「道の駅かつらぎ道路情報棟新築工事」の指名競争入札において、予定価格300万円以上5千万円未満のBランクのS建設が指名され落札している。なぜAランクの工事に指名されたのか。

答 特別な理由、私利的なことは確認できていないが、ランク表に合わない指名であった。今後、細心の注意を払い選考したい。

問 業者選定事務は、それぞれの担当課で行われているが、総務財政課で一括して取り扱ふべきではないか。

答 事業の内容、過去の受注業者の実績等、全ての案件を総務財政課で対応することは困難である。

白石 御所市は管財課が、大和高田市では契約管理課が担当している。本市も平成21年までは管理課が担当していた。契約事務分担当では、入札は総務財政課となっている。

閉会中の委員会報告

議会改革特別委員会 報告

5月29日 開催

委員会では、葛城市議会基本条例の制定にかかる議案を、6月定例会で議案上程するに当たり、必要な事項について協議しました。

葛城市議会基本条例の施行日については、「平成29年11月1日」からと、本議案の発議方法については、地方自治法第112条及び葛城市議会会議規則第14条第1項に基づき、議会改革特別委員の署名をもって、議会改革特別委員長が提出者となつて発議することに決定しました。

6月定例会

総務建設常任委員会 報告

6月22日 開催

付託された6議案及び、本委員会所管の調査案件について、左記の通り審査しました。

議第34号 「葛城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」

問 今回の条例改正の別表の委員については、葛城市が報酬を支払っているすべての委員が記載してあるのか。

答 この条例の別表に記載している委員は、地方自治法に規定する地方公共団体の非常勤の委員のみで、別表に記載のない、その他の委員については報償費として予算を計上し支給している。

討論なし

議第35号 「葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて」

問 宿泊料について、これまで甲地方、乙地方に区分されていたが、今回の改正で統一した理由は。

答 県内12市のうち9市が宿泊地域を統一しており、平均宿泊料が1夜につき11,600円となっていることから、今回、1夜につき10,900円に統一した。

討論なし

議第36号 「葛城市税条例の一部を改正するについて」

問 今回の条例改正は、固定資産税の課税標準について地域決定型地方税特例措置、いわゆる、わがまち特例による軽減割合を定めるものであるが、その中で、都市緑地法に基づくものとは、どのようなものか。

答 民有地を地域住民の利用に供する緑地として整備管理するため市民緑地認定制度を創設し土地所有者の協力のもとNPO法人等が設置管理者として空き地等を公園的な空間に整備した場合に、その固定資産税の課税標準額を3分の2に減額するものである。

討論なし

議第39号 「葛城市都市公園条例の一部を改正するについて」

問 しあわせの森公園という名称決定までの経緯、公園の所在地番が葛城市太田1300番地となった理由、また今後の公園の管理について伺いたい。

答 公園の名称については昨年8月末から9月に公募によりホームページ等で募集し、22種類の名称の応募

があり、その後、市内4施設において人気投票を実施した結果、しあわせの森公園に決定させていただいた。

地番については、この公園は面積も広く、寺口領、太田領にまたがっており筆数も複数存在しているため、寺口、太田両区長とも相談した結果、公園の入り口部分となる葛城市太田地区の若い地番である1300番地を代表地番とさせていただいた。またこの公園の管理については県とともに市の担当課で管理していく予定となっております、今後の利活用について

では地元大字と協議していく。

討論なし

議第40号 「葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正することについて」

質疑、討論なし

議第42号 平成29年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

問 地方創生推進交付金事業費の市内空き家調査等委託料について、調査の内容および現在の市内の空き家の状況について伺いたい。

答 昨年度に実施した水道使用状況などの机上での簡易な調査結果では市内の空き家は約250件と推測しており、その建物の現状を確認するための聞き取り調査、また現地確認等を委託するものである。

問 調査の結果、取り壊し対策が必要な空き家物件がでてきた場合の対応はどのようなのか。

答 対策が必要な特定空き家に指定された場合は、所有者・管理者に対し、適正に建物管理をしていただくよう助言、指導、命令、勧告等の行政指導をすることになる。取り壊し

が必要となった場合の除却費用についても、原則、所有者・管理者に負担いただくことになる。それでも対処してもらえない場合は、必要な手続きをした上で、行政代執行することになるが、費用については所有者・管理者に請求することになる。

討論なし

所管事項の調査

地域活性化事業「新道の駅建設事業について」

現在の状況について、「前回の委員会ですべて説明させていただいた地域振興棟から西側の公園整備事業を進めているところであり、8月中旬頃には、総合評価による一般競争入札を行い、工事の施工業者を決定する予定である。」という説明を受けた。

問 この工事が終われば、『新道の駅建設事業』は完結することになるのか。

答 この工事は、平成28年度の繰越し事業であり、今年度は、新たな予算は計上していないので、工事の完成をもって、『新道の駅建設事業』については一応完結するものと捉えている。



▲林堂公園



▼西室公園



▲しあわせの森公園

「尺土駅前周辺整備事業に関する事項について」

事業の進捗状況として、「今年度は、用地買収が完了している駅の東側部分の工事を予定しており、現在、東の川の河川工事について、県の河川課と協議を行いながら、工事概要等について検討を重ねているところである。それらの協議が整い次第、工事着手していきたいと考えている。なお、駅の広場部分及び西側部分で未買収となっている用地の交渉についても、出来るだけ早く用地取得できるように、引き続き努力してまいりたい。」という報告を受けた。

問 合併特例債の期限である平成31年度末までに事業を完結するためには、用地交渉について結論を出す最終的な期限が差し迫っているのではないか。

答 用地交渉がまとまるよう、最大限の努力を行った上で、交渉の結論に至らなかった場合のことも含め、7月末までには一定の決断を下したいと考えている。工事期間等を逆算すれば日程的に厳しい部分はあるが、平成31年度末までに事業が完結できるよう、工夫できるところはなにかということも合わせて模索しながら、努力してまいりたい。



▲尺土駅東側の現在の様子
(平成29年7月撮影)

「行財政改革に関する事項について」

理事者からは現在のところ報告すべき事項はないということであった。

「公共バスの運行について」

公共バスの平成28年度の運行実績について、「昨年度における1日当たりの平均利用者数は、環状線ルートでは、内周り・外周り合わせて89,66人、ミニバスルートでは、6ルート合わせて46,44人であった。また、『道の駅かつらぎ』にバス停を新設することに伴い、11月3日よりダイヤ改正を行ったが、改正前の期間と改正後の期間における、それぞれの実績を比較すると、1日当たりの平均利用者数は、改正後の方が若干減少している状況であった。

今後、これらの運行実績を踏まえ、

地域公共交通活性化協議会も開催しながら、これからの公共交通の在り方について協議してまいりたい。」という説明を受けた。

問 ダイヤ改正後に利用者数が減少している要因、及び大和高田市立病院への公共バス乗入れについての協議は、現在どうなっているのか。

答 利用者数の増減については、季節的な変動によるものか、ダイヤ改正の影響なのか、年次推移も見ながら、その要因を分析しなければならぬと考えている。

大和高田市立病院への乗入れについては、現時点では、環状線ルートにおいて『葛城税務署前』を通過して折り返す方法で、病院北側のバス停にて乗降することにさせていただいているが、

病院の敷地内に直接乗り入れができるよう、引き続き、大和高田市と協議してまいりたい。



▲大和高田市立病院前バス停

厚生文教常任委員会 報告

6月16日・23日 開催

付託された5議案及び、本委員会所管の調査案件について、左記の通り審査しました。

議第41号 工事請負契約の締結について(葛城市立新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴う設計・施工業務)

問 空調設備の導入にあたり、昨年の中学校空調設備ではガスで導入されているが、小学校の供給エネルギーについてはどのように考え、ガスに決定されたのか。

答 小学校空調については、電気・ガス共に検討した。その結果、ランニングコストについては流動的であるが、イニシャルコストを優先した結果、電気では、設置に付随する費用が多くなるため、総合的に判断し、ガスに決定した。

問 設計・施工業務を一緒に入札しているが、設計・施工は通常は別に行うべきではないのか。

答 市に専門の技術職員がいなかったため、管理業務については、外部に委託契約をし、行う予定である。

討論なし

6月定例会各委員会報告

議第37号 「葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」

問 支給認定書に代わり、支給認定にかかるとなる事項を記載した通知書でも代用可能となった経緯について。

答 保育所の入所決定をする際に、まず、支給認定書をもって保育の必要性を認定する。その後、保育の必要性、家庭の状況、所得の状況を判定し、入所決定通知書、保育料決定通知書を発行する。保育の必要性を判断するにあたっては、二重の事務作業をしていることから、今回は、事務処理の簡素化を図った条例改正である。

討論なし

議第38号 「葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」

若干の質疑あり 討論なし

議第43号 「平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について」

質疑、討論なし

議第42号 平成29年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

問 塵芥処理費の901万4千円の臨時雇用賃金の増額内容について。

答 新クリーンセンターにおいて、現場作業員3名及び事務職員1名の増員によるものである。4月から稼働する中で、ゴミの持ち込みに伴い

分別場所への誘導や、誘導後の仕上げ作業等に人員が必要となり、安全作業のためにも、増員が必要となった。また、事務職員についても、様々な問い合わせの対応、大型ゴミ等のリクエスト収集の受付業務のサポート、調査や報告事項等、庶務の補助のために必要となったものである。

問 新クリーンセンターを稼働するにあたり、作業員がどの程度の人数が必要か、当初予算時では想定できなかったのか。

答 新クリーンセンターについて、当初、2つのクリーンセンターが1つになることで、人員的には、収集業務を行えると想



新クリーンセンター作業風景

定していた。

しかし、実際に、運営するにあたり、当初、予想しえなかった仕事や、問題が発生し、分析の見込みが甘く、その変化に全て対応された人事配置にはなっていないため、今回の補正予算で要求させていただいた。

討論なし

所管事項の調査

「新クリーンセンター建設にかかる諸事業について」

事業の進捗状況等について、「4月から運転を始め、概ね順調に稼働している。新庄クリーンセンターは、3月末に稼働停止をし、現在、村本建設株式会社により、周囲の飛散防止の養生、周辺環境調査、作業環境調査等、解体にかかる準備工事に着手し、工場棟の機械設備から解体を

行い、全ての解体撤去は11月に完了する予定である。堆肥化施設については、現在、設計は完了しており、撤去工事が終わり



新庄クリーンセンターの現在の様子

次第、発注できるように建設に携わる業者の選定準備にかかっているところである。堆肥化施設の概要は、敷地面積5,990㎡、建物は工場棟と管理棟を併設し、671㎡で、堆肥の原材料はネギ等の農業残渣と剪定くずで年間700トンを見込んでいる。」という報告を受けた。

問 周辺への影響として、臭気問題があると思われるが、脱臭槽の効果・性能はどのようなものかを考えているのか。また、堆肥化施設等の計画について、地元大字の方には、どれくらいの人に理解をいただいているのか。

答 脱臭槽について、三段階の行程システムを検討している。まず、空気中のアンモニアを水で落とす機械に通してから、次の脱臭槽内にてアンモニア以外を落とし、その後、チャンバーという機械で上空に吹上げ脱臭する。しかし、どのような臭いがどの程度まで無くなるのかは不明な部分もある為、精査しながら、臨機応変に対応してまいりたい。

堆肥化施設等の計画についての説明会は、笛堂区長とも相談しながら、回覧板等にて全戸に周知して頂き5月中旬に実施したが、参加者は20名弱であった。

常任委員会行政視察研修報告

総務建設常任委員会

「公共交通政策の課題について」

総務建設常任委員会では、現在市内各地へ運行しております、コミュニティバスの運用について、多くの市民の方々より、様々な声を頂戴していることから、このたび同事業の課題を研鑽するため、「香川県坂出市」の公共交通政策を視察研修してまいりました。坂出市の公共交通システムは平成22年に「坂出市地域公共交通活性化協議会」を設立され、

既存の公共交通（路線バス）等の利用実態や利用者のニーズを踏まえた協議を重ね、地域の実情に応じた交通体系の再編及び、公共交通空白地域の改善策を実施されました。公共交通空白地域や交通不便地域へは「デマンド型乗合タクシー」を導入し、市街地の利便性向上に対しては市内循環バス路線を構築し、市内鉄道駅や病院及び各施設への足の確保に、各地域の実情を反映した事業の実施となっています。「デマンド型乗合タクシー」は利用者登録制で主に高齢者の利用が多く居住地の地区ごとに利用登録証が発行されており、一回の利用料金は300円でありました。また市内循環バスは地域の一般乗合バス事業者が運行を委託

され、JR坂出駅を始点とする市内東西ルートを40分間隔で運行されており、利用料金は一回100円で運用されています。今後の課題としては、利用者の利便性の充実に検討することを、各自治会で呼びかけ利用促進に向けた周知方法や工夫を指摘頂き、「地域交通網形成計画」の策定に反映出来るよう検討しているとの状況でありました。葛城市公共交通政策に活かせるため、これからも議論してまいります。



「農産物ブランド化について」

次に、昨年11月にオープンした葛城市「新・道の駅」や、市内の農産物販売者から多くの声が寄せられています。「農産物ブランド化」の推進における、先進事例を実施された「高知県四万十町」の「道の駅四万十とおわ」にその概要を研修してまいり

ました。「道の駅四万十とおわ」には開業以来、年間約15万人が来場されており、運営事業者は四万十町から指定管理を受けた(株)四万十ドラマが運営されています。(株)四万十ドラマの取り組みとしては地域密着による地域資源の展開、環境循環ビジネス、住民が活躍できる人材育成の3点を重視して事業展開され、地域資源に負担をかけず自然環境保全しながら活用した「ものづくり」をコンセプトに環境、産業、ネットワークを循環させ、新しいコミュニティビジネスを創出。この考え方を軸として天然素材に価値観をつくり、生活文化、技術、知恵、風景等を残しながら新たな産業をつくるという概念でありました。地域ブランドとは「地域」と「人」と「考え方」が循環するシステムを構築することであり、これにより産業は起き、雇用が生まれ、人を育て、交流が生まれて地域保全となる。この地域力向上にこれからも一層の議論を尽くしてまいります。

「防災行政無線デジタル化事業について」

次に、現在葛城市で予算化され実施される予定である「防災行政無線デジタル化」事業について、既に同

事業を整備された兵庫県南あわじ市の導入経過及び事業実施状況を視察研修いたしました。南あわじ市については、葛城市同様に平成17年合併により誕生した自治体であり、以前からケーブルテレビシステムによる防災情報伝達を実施されておりましたが、機器の老朽化や災害時の断線など課題を解消する目的で、既設のシステムも活用しながらデジタル化設備も導入する「ハイブリット運用」が実施されました。これによりケーブルテレビ網や電話線が断線し通信障害が発生した場合でも、伝達音声品質が良い放送設備の構築となった模様であります。市役所に親局を、市内各所へ中継局、屋外拡声子局を配備し、個別受信機の配布については住民票世帯主へ設置意思確認書を送付し、順次設置を行っております。個別受信機設置にあたり、無償貸与の周知について、全体の2割程度の未設置世帯が発生しており、設置の重要性に対する説明不足が課題となっております。これからの葛城市防災行政無線デジタル化事業を推進していくうえで大いに参考となり、市民の皆様のお安心・安全な暮らしの実現にむけ研修成果を活かしてまいります。

厚生文教常任委員会

「完全米飯給食の取り組みについて」

学校給食における米飯給食の推進は文部科学省から平成21年に通達があり、葛城市においても今後の課題となっております。新潟県三条市においては、先進地として平成15年頃から試行的に始められ、平成20年には完全に移行されています。全国各地から視察依頼がある中、この度、本市、厚生文教常任委員会もこの事業に課題を持ち7名の委員で三条市を視察研修させていただきました。

三条市では学校給食は「食べる」として学ぶ時間、健康に良い食事を学ぶ、生きた教材と捉え事業を推進しておられます。日本人の食習慣における米飯の消費量は年々減少し、それに反比例するように、40歳以上の市民の健康診断の結果は、食習慣が要因となる脂質代謝異常などの生活習慣病を持つ人の割合が増加している中、米飯は栄養バランスが整いやすい、米の自給率は100%国内産可能である（地産地消の推進）、日本人の体質に合った主食であることと優れたポイントが多くあり、完全米飯給食に移行することにより未来を担う子供たちに生涯を通じた望ましい食の習慣を図るとともに、学

校食育推進事業も充実出来るということでありました。この研修成果を受け、葛城市においても一層の議論を尽くしてまいりたいと思います。



「自家消費小型風力発電設備について」

新潟県新潟市に自家消費型風力発電が設置されています。葛城市においても地理的な環境条件から多様な再生可能エネルギー導入促進が出来ないものかと興味深い事業であることから、視察研修を依頼いたしました。

定格出力の合計が10キロワット以上であること、老人憩いの家へ給電すること、余剰電気は電力会社へ売電が可能であること。施工場所の条件、再生可能エネルギーの市民啓発。気象庁が公表している気象統計情報から年間発電量を推計すること。

などの条件から、3社の応募があり風レンズ風車を選定し平成25年より稼働開始しております。他にも事業費や運用状況を聞き、今後の葛城市に導入するべきか否か大変参考に成り、この研修成果を受け議論してまいりたいと思います。

「ネウボラの取り組みについて」

葛城市においては「子ども・若者サポートセンター」が平成28年度より稼働しています。福祉部と教育部の連携により窓口をワンストップ化し妊娠期から青年期までの人を対象に相談窓口を設けています。基本的な考え方は同じですが、子育て支援事業に福祉部と教育部の連携はどのように仕分けし実施されているのか、また課題などの実施状況を是非とも研修したく、先進地である新潟県見附市に行かせていただきました。見附市は教育委員会に「こども課」を新設し、「総がかり」を合言葉に一貫したことも施策を教育委員会で展開し、総合的な教育力の向上を目指されています。こども課では

妊娠から育児期まで継続して相談出来る場所として、「ネウボラみつけ」を開設されています。市内は子育てで広場が3箇所あり、「18年教育」はデメリット無し、と積極的な事業

を推進されておられました。

「介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防手帳の取り組みについて」

介護保険法に新たに介護予防・日常生活支援総合事業が規定されました。新潟県糸魚川市は全国からも注目されている「介護予防手帳」発行による高齢者支援対策があり、内容が多く盛り込まれています。介護予防手帳は地域の活動場所など内容は詳細に、目的別にその情報が掲載されています。葛城市厚生文教常任委員会では、介護保険法の中の総合事業には最も課題が多くあり、独自の事業内容を構築する課題が山積していることに議論を重ねています。人口規模は似ていますが、高齢化率が37%を超えた糸魚川市の状況から見ると、これから葛城市も進んでいく高齢化に大いに参考にさせていただく必要があり、積極的に取り組んでいかなければならない課題に向けて今後更なる議論を尽くしてまいります

今更なる議論を尽くしてまいります。糸魚川市は昨年12月に大規模火災にみまわれ、多くの被災をうけられました。私ども委員有志もお気持ちだけの御見舞い金をお渡ししてまいりました。一日も早い復興をお祈りいたします。

※1 ネウボラ フィンランド語で「助言の場」の意味。フィンランドでは、妊娠中から育児期まで切れ目なく子育ての相談・支援を行う拠点を地方自治体が設置している。

議会運営委員会

「議会ICT化と議会基本条例の運用について」

議会運営委員会では、本年9月議会より導入予定の議会インターネット中継におけるこれからの議会ICT化推進と、このたび6月議会にて制定させていただきました「議会基本条例」の運用につきまして、それぞれ先進事例の状況を研鑽するため研修してまいりました。「滋賀県大津市議会」は全国的に議会ICT化の事業に対し先駆的な成果を上げており、多くの自治体が視察を行っております。情報伝達の即時化、議会運営の効率化など、今後の議会運営における施策を学んでまいりました。また「滋賀県野洲市議会」では平成22年に制定された議会基本条例に基づきその運用に対して議員、行政、市民の立場から多くの課題を問題視して改正等を繰り返し施行されている実情を伺いました。このたびの研修成果を活かし今後の議会運営に対し「開かれた市議会」を目指し運用してまいります。



議員人権研修会を開催

今回の人権問題研修会に於いて、上松法律事務所より弁護士の上松晋也先生を講師にお招きし、「個人情報と人権について」お話を伺いました。

情報化により個人情報の大量収集・保管・悪用が容易になる中、1970年代、アメリカを皮切りに先進各国で個人情報保護の法制化が行われました。日本に於いては平成15年に「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」が確立し、その後民間にも国と同レベルの対応を求める法律が施行されました。「個人情報保護法」は平成29年5月に改正され、全ての人が個人情報管理の責務を負う事となりました。この改正に伴い、更に発展する情報通信技術に対して「個人情報保護法」を個人レベルで理解し、団体としての体制を構築していかねばなりません。そのため教育が非常に大切であると痛感しました。



平成29年第2回

葛城市議会臨時会

平成29年第2回臨時会を7月27日に開催いたしました。

議会審議日程

7月19日 議会運営委員会
平成29年第2回臨時会

7月27日 本会議（議案提案・採決）

総務建設常任委員会

議案の主な内容と結果

議第58号 工事請負契約の締結について（葛城市防災行政無線デジタル化整備工事）

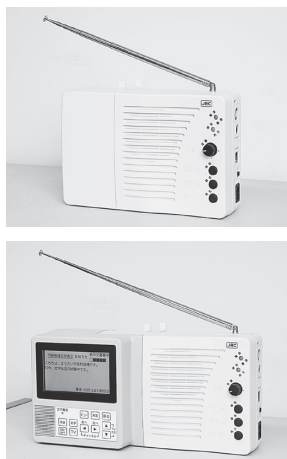
総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

新庄地域の有線放送と當麻地域の防災行政無線アナログ放送を防災行政無線デジタル化することに伴う親局、再送信子局、屋外拡声子局、戸別受信機の整備工事について、本年7月7日に公募型プロポーザル方式を実施した結果、日本無線株式会社関西支社と契約金額、8億2,080万円で請負契約を締結しようとするものです。

総務建設常任委員会 報告

7月27日開催

問 戸別配布される受信機のうち、文字表示機能付き受信機は、聴覚障がい者の方に配布するということがあるが、対象者を把握しているのか。
答 市内に165名の対象者がいると把握している。対象者以外の方からの配布希望については、福祉部とも連携しながら運用面のルールづくりの中で対応を協議してまいりたい。



▶戸別受信機
(標準タイプ)

▶文字表示機能付
戸別受信機

問 防災無線をアナログ方式からデジタル方式にするこのメリットは。
答 デジタル化により文字放送も可能となり、申請いただいた方には、スマートフォン等の情報端末にメール送信が可能となる。従来から電波が届きにくい場所においても、屋外アンテナを設置することにより感度がアップする。

討論なし

市民参加と開かれた議会を目指して！

『葛城市議会基本条例』を制定いたしました！！

平成29年6月28日開催の本会議にて議員発議で葛城市議会基本条例案を上程し、採決の結果、全会一致で可決されました。施行日は平成29年11月1日からです。

？ 葛城市議会基本条例は、どのようにしてつくったの？

平成19年9月定例会において、『議会改革特別委員会※1』を設置

議会改革特別委員会の調査事項・・・「適正な議員定数、議員報酬等の検討」、「議会活動を活性化するため議会改革の調査研究」、「議会基本条例の制定に向けた調査研究」（平成21年12月定例会より調査事項に追加）

議会改革について議論

- ◇議会基本条例を制定している先進地の市議会への視察
- ◇議会改革をテーマとした研修会への参加 など

平成27年10月 議会改革特別委員（8名）の中から5名を選出し、『条例素案作業部会』を編成して素案の協議を開始

合計15回の作業部会を開催し条例案を作成しながら、議会改革特別委員会、議会全員協議会で協議

平成29年1月～2月 パブリックコメント※2を実施
平成29年5月6日 市民懇談会を開催（18ページ参照）

平成29年6月定例会に議員発議で議案提出

全会一致で可決

できるところから議会改革を実施！！

- ・一般質問時の一問一答方式の導入
- ・議会だよりの発行
- ・ホームページへの委員会会議録の掲載
- ・会議傍聴者への会議資料の貸出
- ・議員定数の削減[18人⇒15人]
- ・市民懇談会の実施 など

市民の皆様のご意見をお伺いし、参考にさせていただきました！！

パブリックコメントでいただいたご意見の詳細につきましては市ホームページの広聴（パブリックコメント）のページをご覧ください



▲条例素案作成作業部会での協議の様子

- ・作業部会メンバー
〔内野悦子 増田順弘 西井覚
吉村優子 白石栄一〕



▲議会改革特別委員会での協議の様子

- ・議会改革特別委員
〔内野悦子 川村優子 西川朗 増田順弘
西井覚 藤井本浩 吉村優子 白石栄一〕

条例内容の概要についてはこちら（17ページ）

条例の全文や逐条解説（条文の内容や用語を解説した資料）は、市ホームページ内の「市議会」のページからご覧ください

※1特別委員会

※2パブリックコメント

常設の常任委員会とは別に、必要に応じて臨時機関として設置される委員会。案を広く公表して意見を求め、寄せられた意見を考慮して決定する制度。

作業部会で条例素案を作成し、その進捗に合わせて議員全員で議論を重ねました

平成27年10月13日に第1回目の作業部会を開催して以降、平成29年2月21日の第15回目まで、作業部会で条例素案の作成作業を行いながら、今後の議会の進むべき方向や重要課題について各議員からの様々な意見を取り入れて条例案をまとめました。

○各議員からの意見（一部分のみ抜粋）

議員間の自由討議※3について・・・「議員間の議論をもつて議会の意思を形成するという議会の役割を考えれば自由討議を行えるよう明文化する必要がある」、「市長から提案された案件に対し、議員がお互いに考え、代案も出しながら意見を出し合うことで、議員の政策立案能力も高まる。」

議員間討議の積極活用を規定することで決定

政務活動費※4の導入について・・・「議員活動を支える必要なものである」、「制度導入しても良いと思うが不正使用できないようチェック体制を確立するべき」、「政務活動費の導入は時期尚早」、「議員報酬額が適正かも含めて議論するべき」

政務活動費は不要という意見の方が多かったため、今まで通り葛城市議会では政務活動費を支給しないことを決定

見直し規定について・・・「議会基本条例の目的が達成されているか定期的な検証作業が必要」、「議員の任期に合わせて4年毎に検証すべき」、「毎年検証し、必要があればすぐに改善するべき」

↓年1回の検証を規定するいことで決定

議会基本条例の概要

葛城市議会基本条例は、前文と本則9章19条で構成されています

『前文』※5

葛城市議会は、日本国憲法に基づいて、葛城市民による直接選挙によって選ばれた市民の代表で構成される合議制の議事機関であり、二元代表制の下、市政における課題の論点及び争点を明らかにしながら、自由闊達な議論を通じて意思決定を行うとともに、市政運営への評価・監視機能及び立法機能を十分に発揮することにより、地方自治の本旨の実現を目指すものである。また、今後、更なる地方分権改革の進展や全国的な人口減少社会の到来など本市を取り巻く環境が大きく変化していくことが予測され、市の意思決定機関として本市議会が果たすべき役割の重要性が増すなか、本市議会においては、市民の生活向上と福祉の充実のため、市民の意思を的確に把握し、豊かな自然と古代からの歴史と文化の香り高いまちとして輝いてきた葛城市のまちづくりを更に推進していかなければならないところである。このような役割を踏まえ、本市議会は、公平・公正で透明な議会運営に努め、これまでの議会改革を更に推進し、市民の参加と開かれた議会づくりを追求するとともに、葛城市政の更なる発展に寄与するため議会の目指すべき理念を達成することを決意し、この条例を制定するものである。

『第1章 総則』(第1条)

本条例の目的について、議会の基本的事項を定めることで市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することと規定しています。

『第2章 議会及び議員の活動原則』(第2条～第3条)

公平・公正な議会を目指すことや多様な市民の声を的確に把握して市政に反映させること、議員間の討議を重んじることなどを規定しています。

『第3章 市民と議会との関係』(第4条～第6条)

市民への積極的な情報発信を行うことや市民懇談会の開催などについて規定しています。

『第4章 議会と行政との関係』(第7条～第9条)

議会が市長等執行機関と健全な緊張関係を保持することや議案審議において市長等に求める事項などについて規定しています。

『第5章 自由討議の保障』(第10条)

議会が「言論の府」であることを認識し、議員間の討議を積極的に行うことを規定しています。

『第6章 委員会活動』(第11条)

委員会の閉会中における積極的な開催や政策提言等の活動に努めることなどについて規定しています。

『第7章 議会及び議会事務局の体制整備』(第12条～第14条)

議員の研修充実強化、議会事務局の体制整備、議会図書室の整備について規定しています。

『第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇』(第15条～第17条)

議員として守るべき倫理及び議員定数・議員報酬の改正について規定しています。

『第9章 最高規範性と見直し手続き』(第18条～第19条)

本条例を議会の規範とすることや条例の目的達成度を毎年、検証することを規定しています。

※3 議員間の自由討議

委員会等の会議の中で質疑・討論とは別に、議員相互が自由に意見を言い合い、意見の相違点や共通点を確認し合うこと。

※4 政務活動費 議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として支給される費用。葛城市議会では支給していません。

※5 前文 条例全体の前に置かれ、条例を制定した「経緯」や「理念」・「決意」等を述べた文章。

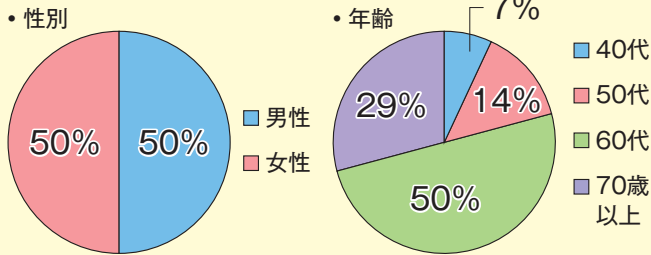
葛城市議会基本条例(案)の制定についてをテーマにした『市民懇談会(平成29年5月6日開催)』の参加者アンケート結果をご報告いたします！！

議会だよりNo25(平成29年6月1日発行)にてご報告いたしました市民懇談会の開催結果につきまして、今号ではご参加いただきました市民の皆様へのアンケート結果を掲載させていただきます。ご参加、ご協力いただきました皆様には、貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。

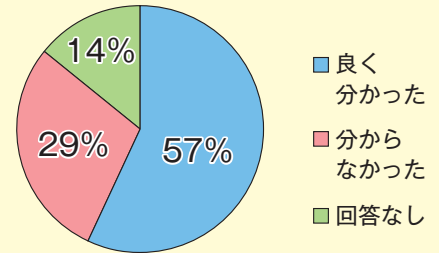


ご参加いただいた市民の皆様には議員席にご着席いただきました！！

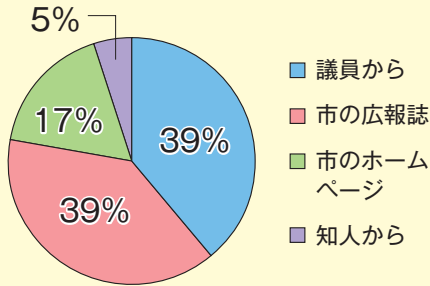
① ご参加いただいた方の状況



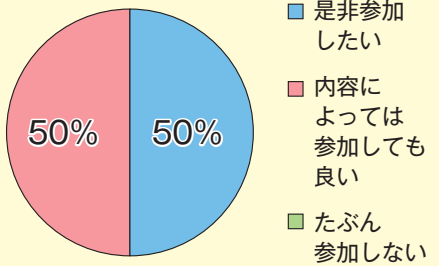
② 議員の説明内容は分かり易かったですか。



③ 市民懇談会の開催について、何でお知りになりましたか。(複数回答可)



④ 今後も、市民懇談会の機会があればご参加いただけますか。



そのほか、いただいたご意見・ご感想

(紙面の都合上、すべて掲載することができないので主な意見を掲載させていただいています)

- 参加して勉強になりました。市民の素朴な疑問に今後も応えてください。
- 素晴らしい企画で市議会の誠実さが伝わりました。
- もっと多くの市民の参加が必要だと思います。
- 市政や議会活動に対して市民がもっと関心を持ってもらえるよう広報活動に力を入れてください。

平成29年9月定例会から議会本会議、常任委員会、特別委員会の会議模様をインターネット生中継いたします！！

(詳細については、議会事務局にお問い合わせいただくか、市のホームページの「市議会」のページをご覧ください。)

編集後記

今年の夏は葛城市内の中学生の活躍が目立った。ダブルダッチというスポーツで日本代表として世界大会に出場した中学生を皮切りに、バドミントン部が全国大会に、野球部やバレーボール部などが近畿大会に奈良県代表として出場を決めた。奈良県には百余りの中学校がある。まさに快進撃と言えよう。市民の一人として榮譽に思い拍手を送りたい。

日々の練習の成果に他ならない。加えて、出場した選手、応援する生徒、そして先生や保護者が「心ひとつ」に勝利を目指すのは見ていて大きな感動がある。そこに素晴らしい結果が生まれる。

私たち市議会も「市民の幸せづくり」を願って日々議論を重ねている。しかし「心ひとつ」という部分で中学生たちを見習う必要があることを忘れてはならないのでは。

議会だより編集委員会

委員長 朝岡佐一郎
副委員長 山本 英樹
委員 内野 悦子
川村 優子
西川 順弘
増田 順弘
藤井本 浩

◇次号の議会だより(12月1日発行予定)は、9月定例会の概要などをお知らせします。